

福知山市地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、市が開設する福知山市地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業及び第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、事業を利用する居宅要支援者または事業対象者（以下「居宅要支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、居宅要支援者等が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要支援者等の依頼を受けて、介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係機関、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体及び地域関係者との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福知山市地域包括支援センター
- (2) 所在地 福知山市字内記13番地の1 福知山市役所地域包括ケア推進課内
- (3) 支所 事業所に支所を置き、所在地は次のとおりとする。

名称	所在地
南陵地域包括支援センター	福知山市字内記13番地の1
桃映地域包括支援センター	福知山市字堀2077番地の1
夜久野地域包括支援センター	福知山市夜久野町額田19番地の2
川口地域包括支援センター	福知山市字野花870番地
大江地域包括支援センター	福知山市大江町河守285番地
成和地域包括支援センター	福知山市字内記13番地の1
六人部地域包括支援センター	福知山市多保市162番地の2
三和地域包括支援センター	福知山市三和町千束515番地

(職員の職種、人数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員の人数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
 - ア 人数 1名（常勤とする。）
 - イ 職務内容 管理者は、事業所担当職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとすること。
- (2) 担当職員
 - ア 人数 18名以上（保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事とする。）
 - イ 職務内容 担当職員は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に関する業務に当たること。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとす

る。

- (1) 利用者の相談は、事業所内、利用者の居宅その他必要と認められる場所において行うものとすること。
- (2) 利用者及びその家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定すること。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた計画を作成すること。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行うこと。
- (5) 計画に規定する期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行うこと。
- (6) その他必要な事項は、福知山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年福知山市条例第25号）第31条から第33条まで及び市長が別に定める基準の規定に基づき実施すること。

（指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料その他の費用の額）

第7条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び市長が別に定める基準の規定によるものとし、当該指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

2 介護保険料の滞納により給付制限を受けている者については、利用料の支払いを受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、別表のとおりとする。

（苦情処理）

第9条 事業所は、自ら提供した指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、別に定める苦情対応マニュアルに基づき、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、その利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

（業務継続計画）

第11条 感染症や災害が発生した場合は、別に定める業務継続計画により利用者に提供されるサービスが途切れることのないよう支援する。

（高齢者虐待防止指針）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を1年に1回及び虐待の発生の都度開催するとともにその結果について事業所担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所担当職員に対し、虐待防止のための研修会を定期的に実施する。
- (4) その他虐待防止のために必要な措置を行う。
- (5) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当職員を置く。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

2 管理者及び担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 事業所は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務が実施

できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は福知山市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえた上で、地域包括ケア推進課内での協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年9月29日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年10月15日から施行する。

この規程は、令和7年12月9日から施行する。

この規程は、令和7年12月24日から施行する。

別表（第8条関係）

福知山市内 南陵生活圏域	惇明地区	京町、吳服町、長町、上新町、下新町、鍛冶町、上紺屋町、東中ノ町、中ノ町、西中ノ町、南栄町、北栄町、駅前町、内記一丁目、内記二丁目、内記三丁目、内記四丁目、内記五丁目、内記六丁目、内記六丁目北、岡ノ一町、岡ノ二町、岡ノ三町、岡ノ上町、東岡町、西岡町、広峯町、陵北町、南岡町、緑ヶ丘町、北岡町、旭が丘、つつじが丘、夕陽が丘、南天田町、南天田自衛隊宿舎、丸田ヶ丘
	昭和地区	下柳町、菱屋町、下紺屋町、西町、寺町、鑄物師町、和久市町、昭和新町、東本町、西本町、南本町、北本町一区、北本町二区、上篠尾一区、上篠尾二区、下篠尾、篠尾新町、東羽合、西羽合、南羽合、北羽合、向野、厚中間屋町、厚東町
桃映生活圏域	大正地区	荒木、森垣、日吉ヶ丘、高畑、水内、本堀、南本堀、野家東小谷ヶ丘、西小谷ヶ丘、南小谷ヶ丘、北小谷ヶ丘、内田町、蛇ヶ端、堀口、東堀
	庵我地区	猪崎、城山、下猪崎、中、中村団地、池部、安井、筈巻
夜久野生活圏域	上夜久野地区	門垣、副谷、山中、金谷、大嵒、桑谷、西垣、宮垣、栗尾、才谷、中田、上町、三谷、羽白、田谷垣、現世、今西、田谷、平野、水上、水坂、駅前、奥水坂、夜久野
	中夜久野地区	日置、末、高内、大油子、小倉
	下夜久野地区	今里、柿本、稻垣、金尾、西谷、桑村、小畠、今西中、井田、下町、上町、且、奥、向、上千原、中千原、下千原
川口生活圏域	上川口地区	野花、立原、十二、六十内、十三丘、住所大山、下小田、小田、夷、上下大内、大呂
	金谷地区	猪野々、梅谷、宮垣、田和、大見長祖、野笠、鴨野町
	三岳地区	一ノ宮、日尾、新宮、常願寺、下佐々木、中佐々木、上佐々木、喜多
	金山地区	天座一区、天座二区、坂浦、下野条、上野条、行積、長尾
	雲原地区	雲原
大江生活圏域	美鈴（河守上）地区	佛性寺、毛原、北原、内宮、二俣一、二俣二、二俣三、天田内、橋谷、美鈴新
	美河（河守）地区	上野、波美、金屋、関、下町、中央、清水、新町
	美河（河西）地区	蓼原、小原田、公庄、日藤
	美河（河東）地区	千原、尾藤口、尾藤奥、東部、常津、在田、西部、夏間、夏間グリーンヒル

	有仁（有路上）地区	南一、南二、南三、南四、北一、北二、北三、北四
	有仁（有路下）地区	二箇上、二箇下、市原、三河、高津江
成和生活圈域	上豊富地区	石場、畠中、辻、北山、小牧、下戸、法用談、樽水、甘栗、茅ノ台、口榎原、奥榎原
	下豊富地区	上荒河、下荒河、荒河ヒルズ、かしの木台、岩井新町、岩井、奥野部、和久寺、大門、さつきヶ丘、拝師、山崎、額塚、今安、半田、新庄、厚、正明寺、市寺、室
	下川口地区	下天津、一尾、瘤木、勅使、牧、石本、波江、漆端
六人部生活圈域	上六人部地区	萩原、上野、生野、堀越、正後寺、坂室、三俣、池田、岩崎
	中六人部地区	島田、野間仁田、下地、中地、後正寺、大内山田、笹場、口田野、田野山田
	下六人部地区	多保市、駒場新町、長田南、長田北、上松、長田段、市の谷、大野、岩間、長田野町一丁目、長田野町二丁目、長田野町三丁目
三和生活圈域	菟原地区	菟原下一、菟原下二、菟原中、高杉、友渕、大身
	細見地区	西松、田ノ谷、中出、辻、千束、寺尾、草山、芦渕、梅原、みわ
	川合地区	大原、台頭、上川合、岬、下川合、加用